サポーター派遣事業の利用について

2023 年度版

サービスを利用される際には下記の内容を事前によく読んでおいてください。
ご不明な点は担当までご連絡ください。
以下の内容に同意いただけない場合はサービスの提供が出来なくなる可能性があります。

1　対象

豊岡市に住民登録をしている世帯で次のいずれかに該当する世帯

① 妊娠中及び産後１年未満で、心身の不調等によりこどもの養育に支障がある方
② 妊娠中及び産後１年未満で、日中家事または育児を行うものが他にいないため、支援の必要がある方

2　支援内容

〇家事援助〇
・食事の準備、後片付け
・衣類の洗濯、補修
・居室等の掃除、整理整頓
・生活必需品の買い物
・その他

〇育児支援〇
・授乳に関すること
・沐浴に関すること
・適切な育児環境の整備
・きょうだいの育児援助
・その他

×援助できないこと×
・大掃除（屋内外）
・日常に必要なもの以外の買い物
・児にミルクを直接飲ませる
・貴重品の預かり、支払い
・対象児とそのきょうだい等、こどもとサポーターだけでのお世話
・車の洗車・給油
・利用者の車の運転や送迎
・直接、沐浴を行う

原則、申請書・支援プランの内容に沿った支援を行います。急な支援内容の変更はできません。
支援の内容の変更希望がある場合は担当保健師までご連絡ください。状況に合わせて支援プランの見直し、変更を行います。
サービス提供の内容や支援結果につきましては、サポーターより市へ報告を行います。

3　利用期間と利用回数

利用から３か月を目途に、支援プランを見直し、利用回数や支援内容を見直します。

① 妊娠中・産後１年未満の期間で最大 44 回まで
② 多胎等必要と認められたものは妊娠中・産後１年までの期間で最大 56 回まで
③ 基本は１回１時間（やむを得ない事情の場合は１日４回４時間まで）

4　利用できる日にち・時間

原則）平日(月～金)　８：００～１８：００
※年末年始・お盆休みあり（事業所により休業期間は異なる）

5　利用料金

1 時間 3,400 円　うち自己負担　300 円
※ただし非課税世帯、生活保護世帯は無料（申請時に利用者世帯全員の課税状況閲覧の同意が必要）
※利用者の都合により、利用を突然キャンセルされる場合、キャンセル料（１回 2,000 円）をお支払いいただく場合があります。
※サービス提供にあたり必要となる居宅内での電気、ガス、水道等の費用は利用者の負担となります。
※サービスの内容により料金が発生する場合は利用料以外の費用として利用者の負担となります。その場でサポーターにお支払いください。
例）〇受診同行等で、交通機関を利用された場合のサポーターの交通費
〇買い物支援の場合の買い物にかかった料金　等

6　利用料金の支払い

利用料金の支払いについては月ごとに、納付書を送付します。振込みにてお願いします。

7　利用方法

① こども未来課へ申請書を提出
② 支援プラン作成（保健師が家庭訪問し、状況をお聞きします）
※申請書の提出から支援プラン作成まで１～２週間程度かかります
③ サービス内容の調整・サポーターと顔合わせ（サポーターと保健師が同行訪問）
④ サービス開始
⑤ １ヵ月ごとに利用料金の支払い

8　委託事業所

□ 豊岡市社会福祉協議会
□ ヘルパーステーション　おーる
□ ヘルパーステーション　四季の里
□ ことぶき苑訪問介護事業所
□ キャンナス城崎

9　その他

・訪問日時については、ご希望に添えない場合があります。
・利用者、およびその家族が感染症に罹患された場合は訪問できないことがありますので、早急に事業所か保健師へご連絡ください。
・天災や交通事情などのやむを得ない状況により、訪問できない場合があります。
・急なキャンセルの場合は、分かり次第すみやかに、事業所へ連絡をお願いします。
（できれば月～金の 17:00 までに。）

【問い合わせ先】　平日　8：30～17：15
豊岡市こども未来課　おやこ保健係（直通）
〒668-8666　豊岡市中央町２番４号（本庁舎６階）
TEL　0796-24-9604
Mail　oyakoshien@city.toyooka.lg.jp